

令和4年度 木更津市任期付職員採用試験案内

1 任期付職員について

本試験は、育児休業等を取得する職員の業務や一定の期間内に終了することが見込まれる業務、一定の期間内に限り業務量の増加が見込まれる業務等に対応するため、職務内容に応じ、任期を定めた職員の採用をするものです。

任期に定めがあること、育児休業や育児短時間勤務をすることができないこと以外は、職員と同様の勤務条件等となります。

- ① 試験の最終合格者は、採用候補者名簿に3年間登録され（名簿有効期間：令和5年4月1日から令和8年3月31日まで）、その間に必要に応じて採用が決定されます。
※このため、採用日の確定はなく、職員の育児休業の取得状況等によっては名簿に登録されても採用されない場合があります。
- ② 採用時の任期は3年以内ですが、職員の育児休業期間の延長等があった場合には3年以内で任期が更新される場合があります。

2 募集要領

- (1) 試験職種・募集人員・受験資格（年齢要件等）

○ 令和5年4月1日採用予定

試験職種	募集人員	受 験 資 格
一般行政職 （職務経験者）	2名程度	令和5年4月1日時点で57歳以下で、民間企業や官公庁等での職務経験が直近10年中（令和4年9月30日時点）3年以上ある人
土木上級 （職務経験者）	2名程度	令和5年4月1日時点で65歳以下で、民間企業や官公庁等での職務経験が直近10年中（令和4年9月30日時点）5年以上ある人
建築上級 （職務経験者）	1名程度	令和5年4月1日時点で65歳以下で、民間企業や官公庁等での職務経験が直近10年中（令和4年9月30日時点）5年以上ある人
保育士 （職務経験者）	3名程度	令和5年4月1日時点で57歳以下で保育士の資格を有し、保育施設等での職務経験が直近10年中（令和4年9月30日時点）3年以上ある人

ただし、次のいずれかに該当する人は受験できません。

- ① 日本の国籍を有しない人
- ② 禁こ以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの人
- ③ 木更津市職員として懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない人
- ④ 日本国憲法施行の日以降において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した人

(2) 試験区分について

同一日に行われる採用試験において申し込める試験区分は、一人につき一区分です。複数の試験区分に申し込みをしたことが判明した場合は、受験資格を取り消すものとします。

また、申し込み後の試験区分の変更はできません。

3 職 務 内 容

職種	職務内容
一般行政職	主に一般行政事務に従事します。
土木	主に市の道路・公園・上下水道等の整備及び都市計画などのまちづくりにおける専門技術を要する業務に従事します。
建築	主に公共施設の設計・管理、建築物等の確認及び検査、都市計画、まちづくりなどの建築に関する専門技術を要する業務に従事します。
保育士	主に保育業務に従事します。

4 受 験 資 格 の 詳 細

- (1) 受験資格における「職務経験」は、民間企業等において週あたり30時間以上(※1)の勤務を1年以上継続して就業した期間が該当します。
 - (2) 「直近3年中」とは令和元年10月1日から令和4年9月30日までのことであり、「直近5年中」とは平成29年10月1日から令和4年9月30日までのことを指します。
 - (3) 「民間企業や官公庁等での職務経験」には、会社員、自営業者、公務員等としての当該職種に関連する職務経験が該当し、「保育施設等での職務経験」には保育士としての当該職種に関連する職務経験が該当します。
 - (4) 1年以上継続した職務経験が複数ある場合は、通算できます。ただし、同一期間内に複数の職務に従事した場合は、いずれか一方のみの職歴に限ります。
 - (5) 育児休業や病気休業等、職務に従事していない期間は職務経験に含みません。
 - (6) 最終合格後、職務経験期間の確認のため、職歴証明書等を提出していただきます。なお、職務経験期間が確認できない場合は、採用されません。
- (※1) 週あたりの勤務時間は、就業規則等で定められた所定労働時間が該当します。時間外勤務は該当しませんのでご注意ください。
- (※2) 同じ企業等の職務経験の中に、1か月以上の休職、休業期間(育児休業、介護休業等)がある場合、その期間は職務経験期間に含めることができません。

5 受 験 手 続

(1) 申込書等の入手

令和4年10月17日(月)から受付最終日まで、下記の場所で配布します。

木更津市役所駅前庁舎総務部職員課(8階)、朝日庁舎庁内案内、市内各公民館

また、木更津市公式ホームページからダウンロードできます。

申込書の郵送を希望する場合は、郵便番号・住所・氏名(氏名の後に「様」と記入)を明記した返信用封筒に切手(長型3号は94円、角型2号は120円)を貼ったものを同封し、外封筒の表に「採用試験案内請求」と朱書きし、裏には住所、氏名、電話番号(昼間の連絡先)を明記して、下記(2)ウ①の提出先宛てに請求してください。

(2) 申込手続

ア. 申込方法

下記①～③のいずれかの方法により申込を行ってください。

- ① 提出物を総務部職員課（駅前庁舎）へ直接持参にて提出
- ② 提出物を総務部職員課へ郵送にて提出
- ③ 木更津市公式ホームページの採用試験情報内にある専用フォーマットよりオンラインで申込

イ. 提出物

- ① 申込書、②エントリーシート、
- ③ 受験票（切り取り線で切り取ること）

①、②及び③に必要事項をすべて記入し、①及び③に同一の写真を貼付してください。

また、郵送により提出する場合は、申込書受付後、受験票を返送しますので、郵便番号・住所・氏名（氏名の後に「様」と記入）を明記した返信用封筒（長型3号）に84円切手を貼り同封してください。

ウ. 提出方法等

①提出先

〒292-8501 木更津市富士見1-2-1 スパークルシティ木更津8階
木更津市役所駅前庁舎 総務部職員課

②提出方法

提出先へ直接持参するか郵送してください。

※持参する場合、朝日庁舎では受付できませんのでご注意ください。

※郵送する場合、書留又は簡易書留による郵送がより確実です。

例年、申込書等の試験職種（1. 募集要領の「試験職種」を記入）、氏名・住所のふりがなの記入漏れ、資格等の取得状況の有無の未記入等不備がある方が多くなっておりますので、提出の前に再度確認してください。

6 受 付 期 間

令和4年10月24日（月）から11月11日（金）まで（土日祝日を除く。）

受付時間：午前8時30分から午後5時15分まで

郵送する場合は、令和4年10月24日（月）から11月11日（金）までの消印のあるものに限り受け付けます。

オンライン申込をする場合は、令和4年10月24日（月）から11月11日（金）までに送信されたものが有効となります。

提出書類等の不備やシステムの不具合等により申込受付ができない場合がありますので、期限内に余裕を持って早めに申込をしてください。

7 試験の日時・場所

(1) 第1次試験

試験	日時	場所
作文試験	令和4年12月4日(日) 集合時間 午前9時30分 試験開始 午前10時 ※午前中に終了予定。	木更津市役所駅前庁舎 (木更津市富士見1丁目2番1号 スパークルシティ木更津8階) TEL 0438-23-7467 <u>受験者の申込状況等により、試験会場 が変更になる場合があります。</u> その場合は、決定次第、木更津市公式 ホームページによりお知らせします。

※ 災害等により試験開始時刻を変更又は試験を延期する場合には、決定次第、木更津市公式ホームページによりお知らせします。

※ 試験当日は、受験票、鉛筆又はシャープペンシル、消しゴムを持参してください。

(2) 第2次試験

試験	予定日時	場所
面接試験	令和4年12月下旬頃～令和5年1月 中旬頃 詳細は第1次試験合格者のみに通知し ます。	木更津市役所駅前庁舎 (木更津市富士見1丁目2番1号 スパークルシティ木更津8階) TEL 0438-23-7467

8 合格者の発表

合試験区分	方法	発表予定時期
第1次試験	木更津市公式ホームページに掲載します。 また、合格者のみ郵送により通知します。	令和4年12月中旬頃
第2次試験	木更津市公式ホームページに掲載します。 合否に関わらず、受験者全員に結果を郵送します。	令和5年1月中旬頃

(注) ① 合格者発表の時期は変更となる場合があります。

② 電話による照会には応じておりません。

9 合格から採用まで

最終合格者は、採用候補者名簿に登録され、その中から採用者が決定されます。採用予定日は概ね令和5年4月1日以降です。

ただし、職員の育児休業の取得状況等によっては、合格後に採用候補者名簿に登録されても採用されない場合があります。

10 給 与

初任給は、採用前の経歴に応じ、木更津市の職員の給与に関する条例の規定によって決定されます。令和4年4月現在の初任給（地域手当含む。）の例は次のとおりです。

給与改定により変更することがあります。

職務経験	格付	初任給（地域手当含む）
5年未満	1級	159,547円
5年以上7年未満	2級	201,365円
7年以上	3級	234,634円

このほか次の手当が支給され、条例の改正が行われた場合はその定めるところによります。
扶養手当、住居手当、通勤手当、特殊勤務手当、時間外勤務手当、期末・勤勉手当等

11 勤 務 時 間 ・ 休 暇

(1) 勤務時間

原則として週38時間45分（ただし、勤務場所や勤務内容によっては、取り扱いが異なる場合があります。）

(2) 有給休暇

年次休暇・特別休暇（忌引、結婚等）

12 そ の 他

- (1) 最終試験に合格し採用候補者名簿に登録された方は、本人が取消しを希望しない限り、登録日から3年間（令和5年4月1日～令和8年3月31日）登録が継続されます。
- (2) 任期は1年毎に勤務状況等を勘案のうえ更新することがあり、最長で3年以内とし、職員の休業請求期間や状況等に応じて採用時に決定されます。
- (3) 任期の途中で職員の育児休業取得期間が短縮された場合等は、人事異動により配属先を変更することがあります。
- (4) 本試験の合格及び採用は、任期の定めのない職員の採用とは無関係であり、任期の定めのない職員の採用の際に優先されるものではありません。

13 お問合せ・書類提出先

木更津市総務部職員課

〒292-8501 木更津市富士見1丁目2番1号 スパークルシティ木更津8階

電話 0438-23-7467

E-Mail shokuin@city.kisarazu.lg.jp

ホームページ <http://www.city.kisarazu.lg.jp/>